

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行った上で、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、事業者により設立している猛禽類協議会等も活用し、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有すること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、本事業の実施による工事用資材等の搬出入に伴う騒音は最大で 14dB、風力発電機の稼働に伴う騒音は最大で 7dB と、参考とした環境基準等は満足するものの、どちらも現況よりも騒音レベルが増加する予測結果となっている。

このため、騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価に基づき、騒音による生活環境への影響が生じるおそれのある住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な説明を実施すること。

(2) 鳥類等に対する影響

対象事業実施区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づき国

内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカのペアによる営巣及び繁殖が複数確認されており、対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイヌワシの飛翔のほか、ハチクマ、サシバ等のタカ類の渡りの飛翔が確認されていることから、これらの鳥類への影響が懸念される。

このため、本事業の実施によるこれら鳥類への影響を回避し、又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 以下のイ～エの事項の検討に当たっては、知見を有する複数の専門家等による猛禽類協議会における、営巣及び繁殖、風力発電設備への衝突、移動の阻害等に関する助言を踏まえるとともに、検討結果及びこれを踏まえた対応について、関係地方公共団体及び関係行政機関に報告し、公開することにより、透明性及び客観性を確保した上で、地域住民等の理解を得ながら、事業を実施すること。

イ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから工事中の繁殖状況のモニタリング結果を踏まえ、必要に応じてクマタカの繁殖影響の回避・低減に十分な工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。また、クマタカの飛翔状況及び繁殖状況に係る事後調査を適切に実施し、営巣及び繁殖の放棄等の重大な影響が認められた場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ イヌワシの飛翔やタカ類の渡りについて、対象事業実施区域の稜線上に秋季の飛翔・渡りが集中して確認されていることから、運転開始までに猛禽類の飛翔及び渡りの追加調査を行い、衝突のおそれが高い季節及び時間帯について調査結果を集積するとともに、必要に応じて、カメラやレーダー等の機器を設置することで、鳥類の飛翔・渡りを把握し、精度の高い稼働調整を行うなどの技術的な検討を実施すること。

エ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認されるなど、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、渡り鳥の移動経路等に係る調査を実施の上、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

オ 稼働後にバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録し、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

（３）景観に対する影響

対象事業実施区域の南側には、主要な眺望点である「鉢伏山」が存在しているところ、本準備書では、主要な眺望方向である敦賀湾方面に介在しないこと、登山で利用されることの多い着葉期は樹木の遮蔽により視認されないことから、影響が小さいとしているが、鉢伏山から視認できる風力発電機のうち１～３号機は垂直見込角が９.９度～１３.４度であり、眺望に対する影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等について、フォトモンタージュを作成したうえで鉢伏山の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等に景観に対する影響を説明し、聴取した意見を踏まえて、本事業の実施による景観に対する影響を極力低減するとともに、風力発電機が鉢伏山の登山利用者等から可能な限り視認されないよう、山頂の植生の管理等も含め、有効な措置を検討すること。また、これらの検討結果等を住民、地元自治体等に丁寧に説明すること。

(4) 残土について

本事業の実施に伴い発生する残土については、対象事業実施区域内の3か所の谷部に盛土を実施し、土捨て場とすることで処分する計画としている。風力発電設備等の設置に関する工法の工夫等により、残土の発生量を可能な限り抑制し、やむを得ず発生する残土についても、対象事業実施区域内への土捨て場の設置による処分を優先せず、福井県を始め関係機関等と十分に調整を行い、対象事業実施区域外に搬出し、再利用を図ることを引き続き検討すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。